

創業支援および空き店舗活用業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

- (1) 業務名
創業支援および空き店舗活用業務委託
- (2) 業務場所
栃木県佐野市
- (3) 業務目的と内容
別紙「創業支援および空き店舗活用業務委託業務内容説明書」のとおり
- (4) 提案上限額
総額 3,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (5) 委託期間
契約締結日から令和 8 年 3 月 13 日（金）まで

2 参加資格要件

次に掲げる要件をすべて満たす者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 公募開始日から契約締結日までの期間に、佐野市競争入札参加者指名停止要綱（平成 17 年 2 月 28 日告示第 154 号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者が、代表者若しくは準ずる地位に就任し、又は実質的経営に関与している法人等でないこと。
 - ※ 複数者が協力して参加する場合、構成員全てが(1)から(5)までを満たす必要があります。
 - ※ 複数者が協力して参加した場合、契約相手方は代表者とします。
 - ※ 技術士、一級建築士等の法令に基づく特別な資格の有無は問いません。

3 応募スケジュール

内 容	期 日 等（予定）
公告・参加表明書受付開始	令和 7 年 4 月 15 日（火）
質問受付期限	令和 7 年 4 月 22 日（火） 16 時まで
質問への回答	令和 7 年 4 月 24 日（木）
参加表明書・企画提案書等の提出期限	令和 7 年 5 月 9 日（金） 17 時必着
一次審査結果通知	令和 7 年 5 月 16 日（金）
二次審査（プレゼンテーション）審査	令和 7 年 5 月 23 日（金）
審査結果通知（優先交渉権者決定）	令和 7 年 5 月 27 日（火）
契約	令和 7 年 5 月 28 日（水）以降

4 応募方法等

(1) 質問及び回答方法

ア 提出期間 令和7年4月15日(火)から令和7年4月22日(火) 16時まで

イ 提出書類 質問書(様式7)

ウ 提出方法 ①電子メールにより送付してください。

②件名は、「プロポーザルに関する質問(事業者名)」
としてください。

③質問書を受信した旨、メールで返信しますので、返信がない場合
は電話で確認してください。

エ 回 答 質問者全員に対して、令和7年4月24日(木)にすべての回答を電子メール
で送信します。併せて、その内容を令和7年4月24日(木)に
ホームページで公表します。

(2) 参加表明書・企画提案書等の提出

ア 提出期間 令和7年4月25日(金)から令和7年5月9日(金) 17時まで(必着)

イ 提出書類

(ア) 参加表明書(様式1)

(イ) 誓約書(様式2)

(ウ) 企画提案書

① 様式は任意です。業務内容説明書に基づきA4判・片面で作成してください。

② 企画提案書の1ページ目は表紙とし、次の事項を記載してください。

i) 表題(創業支援および空き店舗活用業務委託) 企画提案書)

ii) 応募者の住所、氏名及び連絡担当者の氏名、電話番号、E-mail アドレス

③ 企画提案書の2ページ目は「目次」としてください。

④ 企画提案書の3ページ目以降は、概ね次のとおりとしてください。

提案する業務内容、業務の実施体制、実施上の工夫、スケジュールなど、具
体的かつ簡潔に記述してください。

(エ) 見積書(任意様式)

・ 委託業務を実施する経費の総額のほか、人件費、謝金、旅費、使用料及び賃
借料、通信運搬費、消耗品費、委託費等の経費区分の積算が分かるものとして
ください。

・ 提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とし、消費税として
当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を記載してください。

(オ) 添付書類

<法人の場合>

① 応募者の概要(法人の設立趣旨、事業内容の案内等)が分かる書類

② 定款若しくは寄付行為及び登記事項説明書(提案日前3ヶ月以内に取得した
もの)又はこれに準ずる書類 ※副本は不要です

③ 法人の資本を証する書類 ※副本は不要です

i) 決算関係書類(過去2年分の事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計
算書又はこれに準ずる書類)

ii) 予算関係書類(直近1年分の事業計画書、資金収支計算書又はこれに準ず
る書類)

- ④ 業務遂行に十分な能力を有することを証する書類（直近2年分の事業実績など）（任意様式）

<個人の場合>

- ① 応募者の概要（経歴、同種の業務に携わった経験等）が分かる書類
- ② 業務遂行に十分な能力を有することを証する書類（直近2年分の事業実績など）（任意様式）

ウ 作成方法

- ① 提出書類はA4版（縦・横いずれも可）とします。
- ② 図表等はA3版（縦・横いずれも可）でも可とします。

エ 提出部数 正本1部、副本8部、電子媒体（PDF形式）1セット

オ 提出方法 持参又は郵送

※ 持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

カ 書類提出の留意事項

- ① 理由を問わず、企画提案書等の提出期限の延長は行いません。
- ② 提出された企画提案書等は、提出期間内であっても、再提出又は差し替えは認めません。

(3) 書類提出先等

佐野市産業文化スポーツ部産業政策課産業政策係

住所：〒327-8501 栃木県佐野市高砂町1番地

電話：0283-20-3040

E-mail: sangyouseisaku@city.sano.lg.jp

5 企画提案書等に関するプレゼンテーション審査

本プロポーザルは、公募型プロポーザルとして、二段階審査方式で実施します。

(1) 一次審査（書面審査）

- ① 一次審査は、企画提案書、見積金額について書面審査し、評価点の上位3社を一次審査通過者とします。
- ② 提案資格確認結果及び一次審査結果は、5月16日（金）に文書及び電子メールで送付します。
- ③ 提案資格が認められなかった者、又は一次審査を通過しなかった者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、10に記載の事務局へ、書面によりその理由について説明を求めることができます。
- ④ ③の回答は、説明を求められた日（受理日）から起算して10日（休日を含まない。）以内に、文書により行います。
- ⑤ 一次審査における審査基準及び審査結果は非公開とします。

(2) 二次審査（プレゼンテーション審査）

「創業支援および空き店舗活用業務委託プロポーザル評価委員会」（以下「委員

会」という。)において、一次審査通過者を対象に、プレゼンテーション及び質疑応答を実施して評価を行います。

- ① 実施日
 - ・令和7年5月23日(金)9時～12時
 - ・プレゼンテーション審査の詳細は、一次審査結果とともに文書で通知します。
- ② 発表者
 - ・発表者は最大4名までとします。
- ③ 実施方法
 - ・1参加者につき50分間(プレゼンテーション30分以内・質疑応答20分以内)とします。
 - ・発表をする参加者以外の事業者には非公開とします。
 - ・説明は企画提案書に基づいて行います。
 - ・審査当日の資料の追加は認めないものとします。
- ④ 審査結果
 - ・二次審査結果は、令和7年5月27日(火)に文書及び電子メールで審査結果を送付します。
 - ・二次審査結果は、佐野市ホームページへ掲載します。
 - ・委員会は非公開とし、審査の経緯は非公表とします。
- ⑤ 審査結果の説明
 - ・特定されなかった者は、通知をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、10に記載の事務局へ、書面によりその理由について説明を求められます。
 - ・回答は、説明を求められた日(受理日)から起算して10日(休日を含まない。)以内に、文書により行います。

6 企画提案書等の評価及び審査の方針

(1) 委員会

委員会は、別表「審査/評価項目」に基づき、企画提案書等及びヒアリング内容の審査及び評価を行い、最低基準点を満たし、かつ、評価点の最も高い者を優先交渉権者として特定します。

(2) 基準点

別表「審査/評価項目」における各項目の6割を最低基準点とし、これを満たさない場合は特定しない(項目4、費用は除く)ものとします。

(3) 採点方法

各者の合計評価点は、各評価委員の点数を別表「審査/評価項目」における項目ごとに合算して平均した点数(小数点第二位四捨五入)を、合計したものとします。

(4) 優先交渉権者の特定

審査及び評価の結果、合計評価点が最低基準点を満たしている場合に限り、合計評価点が最も高いものを優先交渉権者とします。合計評価点が最も高い者が2者以上となった場合、別表「審査/評価項目」における「2 遂行能力及び実績」と「3 企画・提案」の評価点の合計が最も高いものを優先交渉権者とします。

参加者が1者の場合も、本プロポーザルは成立するものとします。

7 提案の無効

参加者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、委員会で審査の上、当該参加者が行った提案を無効とします。

- (1) 各提出書類が、この要領に示した提出期限までに提出されなかった場合
- (2) 各提出書類が、この要領に示した提出方法を守らなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の内容を記載があった場合
- (4) 2に記載した「参加資格要件」の要件を満たさなくなった場合
- (5) 見積金額が委託限度額を超えた場合
- (6) この要領の定めを反した場合
- (7) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

8 契約の締結

(1) 交渉権者

佐野市は、委員会が特定した者を、本業務の随意契約の優先交渉権者、審査結果が次点順位の者を次点交渉権者とします。

(2) 協議内容

佐野市と優先交渉権者は、契約内容と仕様等の詳細について協議を行い、業務内容説明書にない発注をする場合、協議により特定するものとします。佐野市は協議結果を踏まえて仕様を確定し、予定価格を定め、優先交渉権者から改めて見積りを徴収します。

(3) 優先交渉権者との協議が成立しない場合は、次点交渉権者と協議を行います。

(4) 契約内容

本業務の契約は、委託契約書及び業務委託契約約款によるものとします。

9 留意事項

(1) 本プロポーザルに関する一切の費用は、参加者負担とします。

(2) 提出書類の作成のために佐野市から受領した資料等は、佐野市の承諾なく公表し、又は使用することができません。

(3) 提出された書類は、参加者に無断で本プロポーザルの目的以外には使用しません。

(4) 提出された書類は、返却しません。

(5) 提出された書類は、佐野市情報公開条例（平成17年条例第8号）に基づく行政文書公開請求の対象となります。ただし、業務提案の部分については、実際に業務が公になるまでは同条例第6条第3号により行政文書公開請求の公開対象外となります。

(6) 参加者は、参加表明書の提出をもって、この要領及び業務内容説明書案等の記載内容を承諾したものとみなします。

(7) 交渉権者が、契約締結前に、3に記載した「参加資格要件」の要件を満たさなくなったときは、その時点で失格とします。

10 事務局

佐野市 産業文化スポーツ部 産業政策課 産業政策係
〒327-8501 栃木県佐野市高砂町1番地（佐野市役所3階）
電話 0283-20-3040（直通）
E-mail sangyouseisaku@city.sano.jg.jp

(別表) 審査/評価項目

番号	審査項目	評価項目	配点
1	取組方針	<ul style="list-style-type: none">・業務目的が理解され、佐野市の意向に沿って提案されているか・本業務に責任をもって取り組む姿勢がみられるか	20点
2	遂行能力及び実績	<ul style="list-style-type: none">・地方公共団体や商店街などでの類似業務の実績がどれくらいあるか（過去3年間）・類似業務の実績には、特筆するものがあるか	20点
3	企画・提案	<ul style="list-style-type: none">・創業希望者に対する支援の提案がされ、その内容が優れているか・空き店舗の利活用の提案がされ、その内容が優れているか・まちなか活性化の提案がされ、その内容が優れているか・佐野市の地域特性に合った提案がされ、その内容が優れているか・令和8年度以降の事業継続・発展の提案がされ、その内容が優れているか	50点
4	費用	<ul style="list-style-type: none">・企画提案内容と見積額は妥当か ※見積書をもとに審査及び評価を行う	10点
合計評価点の満点			100点